2 要約

2-1 プロジェクトの実施体制、進捗状況等

パナマ運河の集水域となっているプロジェクト対象地域については、森林保全の必要性が機会あるごとに指摘され、パナマ国からの協力要請を受け、2000 年 10 月に「パナマ運河流域保全計画」(Proyecto de Conservación de la Cuenca Hidrográfica del Canal de Panamá: PROCCAPA)が開始されたところである。

まず、プロジェクトの実施体制については、R/D 締結時には環境庁(ANAM)側として 19 名の配置を予定していたが、4月 10 日現在で本庁、プロジェクト事務所(チョレーラ)及びサブセンター(エルカカオ)に計 14 名が配置されている。うち技術スタッフ、普及員が計 10 名配置されており(プロジェクトマネジャー、技術スタッフ6名、普及員3名)、当面の体制は整備されている。なお、サブセンターの管理運営に必要な関連スタッフ(6名程度)の早期の配置について引き続き要請する必要がある。

プロジェクトの実施状況については、昨年来、事務所及びサブセンターへの必要な資機材の調達、サブセンターにおける施設整備に係る実施設計、エルカカオの農民グループに対する PRA 等調査、普及対象集落の決定、トリプル C など既存プロジェクトとの調整、PDM・PO 等の検討が行われてきているところである。

これらの取組を通じて、現在までに活動の条件がほぼ整備されてきていることから、今後は、 活動の本格化に伴う技術の普及、具体的な支援活動等が課題となっている。

2-2 モニタリング・評価計画書の作成・協議

今回の調査の主要な目的はモニタリング・評価計画書の作成・協議であり、ワークショップで PCM 手法について理解を深めた上で、その検討・作成を行った。

PDM・PO に関しては、土地利用の考え方、焼畑面積の把握、苗木の植栽本数、農民組織の強化等を中心に連日熱心な議論が行われた。具体的な項目ごとにかなり時間をかけて検討し、関係者の認識を整理・統一する上で有意義なものになったと思料する。

主要な検討内容について概説すると、以下のとおりである。

- ・プロジェクトの上位目標として、「パナマ運河西部流域の土地利用が流域保全により適した ものになる」ことについては、政策的な観点から、土地生産力、法的な規制等について配慮 しつつ、森林や永久耕作地等の面積が増加することを評価指標として設定し、その数値目標 については、今後検討の上、決定することとした。これは、運河流域内の土地利用を規制す るため 1997 年に制定された法律 21 号の方向を踏まえたものである。
- ・プロジェクト目標に対する指標としては、プロジェクトが支援する農民グループのメンバー

が、流域保全に貢献する活動に参加し、持続的に実践することとされた。具体的な活動として、育苗、植林、アグロフォレストリー、土壌保全に資する営農活動を通じて、焼畑面積の減少を図ることと整理し、プロジェクトに参加する農民の一定割合が、これらの活動を継続的に実施することを指標とした。また、焼畑面積については、対象となる農民に対して個別調査を行い、焼畑面積を減少したか否かを例年調査して把握することとした。植林に関してについては、パナマ側として、相当の面積をカバーしたいとの希望が感じられたが、個別の農民を対象とし、参加型の手法によることから、面積を設定するのではなく、苗木の植栽本数目標の設定にとどめた。

・プロジェクトの成果(Output)については、農民に対する訓練、農民グループによる参加型流域保全活動の支援、ANAM カウンターパートの能力向上、環境教育の4項目について PDM で整理した。このうち、プロジェクト活動の対象とする集落については、プロジェクト期間及び普及員の配置等の制約、農民のニーズへの対応、アクセス条件等を考慮して、対象として25 集落に重点的な活動を実施することとした。また、ANAM 職員を対象とするセミナーや関連機関を含めたワークショップの開催とともに、農民グループの組織の強化については、評価項目(Evaluation Items)の持続性(Sustainability)に具体的な記述を追加した。

2-3 プロジェクト活動の状況

プロジェクトは、トリニダー川とシリ・グランデ川の上・中流域を対象として普及・訓練を実施することとしている。今年度の普及活動の対象となるカピラ郡エルカカオ行政区の 10 集落 (11 農民グループ)について PRA 調査を予定するとともに、現地コンサルタントによるベースライン調査を実施してきたところである。プロジェクトでは対象農民グループ数の目標を 25 集落とした。年別には、1年目 10 集落 (11 農民グループ)、2年目5集落とし、3年目以降は中流域を含めて 10 集落を選定する。これらについては、人的・物的資源、アクセス条件等を考慮するとともに、PRA 調査を踏まえた検討によるものであり、現実に即した妥当な判断と思料される。

農民のニーズに合った保全活動を農民が主体的に展開する必要があるため、プロジェクトでは、PRA調査、ベースライン調査により、農民の現状及び意向等を把握した上で、農民による活動計画の樹立を図っている。活動計画の実施に当たって、技術的な支援、資機材の提供を行うこととしている。

現在、今年度対象の 10 集落のうち 2 集落については活動計画に基づき、既にプロジェクトの投入を開始している。本調査において PDM・PO 等が策定されたことから、残りの 8 集落に対して、育苗、植林、水田、養殖など農民の意向に沿った流域保全活動を実施していく予定としている。

地域農民が流域保全に必要な造林、アグロフォレストリー技術等を習得し、生産活動に組み入

れていくことを推進するには、研修訓練が重要である。このため、プロジェクトで支援する農民 グループのリーダーの研修を ANAM 持続的開発センター(CEDESO、旧 CEMARE)で実施するととも に、実技を主体に訓練を行う農民の研修をサブセンターで実施することとし、具体的なスケ ジュール等が検討された。

なお、研修訓練の実施に当たっては、農作業の繁閑に配慮し、乾期を主体に数日の期間で実施することとしている。また、ジェンダーの視点から、女性の参加比率を全体として3割以上を確保するとともに、地域の慣行・文化的な点を配慮するなど、女性の参加が促進されるよう条件の整備を図っていく考えである。

2-4 課題及び留意事項

本調査での PDM・PO 等の作成を通じて、活動のターゲット及び年次別活動計画の概要が定まったことから、今後はその着実な実施に向け、特に以下の点に配慮することが必要と思料する。

(1) 農民への普及・定着する技術内容については、PRA 調査の結果を配慮して行われているが、普及対象となる技術等は、農業、畜産業、養殖(内水面漁業)、これらに関する土壌等の管理、病中害対策、農林水産物の流通など多岐にわたるため、多様な分野の専門的な知見が必要となる。

当プロジェクトでは、文献及び資料の収集はもとより、当面の取組課題として、水田耕作や養魚及びこれに必要な水源の整備、堆肥製造、木酢液の製造等の実証試験、薬用樹木の育苗等に努力が払われている。

技術的・物的支援の範囲が広いため、関連情報の収集、既存の普及内容のマニュアル 化を効率的に進めるとともに、短期専門家による指導、現地リソースの活用等を効果的 に組み込みながら進めることが必要である。

(2) 農牧開発省など関係機関と連携した取組を進めていくことが重要である。このことについては、ANAM 側からも関係機関や既存の NGO 活動との連携について提起され、4月 10日の合同調整委員会でも主要な意見として出された。なお、トリプルCについては、当プロジェクトの対象グループと一部重複している状況にはあるが、本年1月 22 日に活動実施に係る調整事項についての覚書が締結されており、活動の実施に当たって特段の問題は生じていない。